

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、固定資産税・都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和5年2月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務
②事務の概要	<p>【概要】 固定資産税は、市内に所在する土地、家屋、償却資産について、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者等に課税し、都市計画税は、都市計画事業に要する費用にあてるため、都市計画法で指定した市街化区域内の土地、家屋の所有者等に課税する。 法務局からの通知や納税義務者からの申告、申請等により、課税内容を決定し、固定資産課税台帳等へ登録の上、納税義務者に対し納税通知書を送達する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記情報、建築確認情報、所有者等からの届出等による土地、家屋の異動情報及び所有者情報の取得並びに現地調査による現況把握。 ・申告による償却資産の取得価格等及び所有者情報の取得。 ・評価額の決定、課税標準額の算定及び税額決定。 ・固定資産税課税台帳への登録。 ・土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け。 ・各種非課税及び特例等適用申告書の受理。 ・減免申請書の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ・納税関係者等の申請・変更・廃止申告の受理。 ・納税義務者等の宛名管理及び登録・異動処理。 ・償却資産申告書の送付及び受理。 ・納税通知書、課税明細書の送達及び返戻処理。 ・各種証明書の発行。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	ホスト(固定資産税・都市計画税)、eLTAX、中間サーバー、番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	いわき市財政部資産税課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財政部資産税課 0246-22-7434
-----	----------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input checked="" type="radio"/> 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 櫻林 志津雄	資産税課長 木内 勝浩	事後	
平成31年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 木内 勝浩	資産税課長	事後	
令和3年8月2日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月21日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和5年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年2月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月17日時点	事後	